

いじめに関する現在の取組について

1 学校における取組

(1) 埼玉県公立（平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果）

ア 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(単位：校)

区 分 () 内は学校総数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	
	(822)	(425)	(180)	(39)	(1,466)	
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	752	415	134	17	1,318	20.8%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	738	394	79	23	1,234	19.5%
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	365	212	22	13	612	9.7%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	428	319	60	7	814	12.9%
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	657	336	70	11	1,074	17.0%
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	320	186	22	5	533	8.4%
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	213	110	9	3	335	5.3%
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	116	62	6	1	185	2.9%
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	117	57	4	2	180	2.8%
そ の 他	23	11	6	3	43	0.7%
計	3,729	2,102	412	85	6,328	100.0%

イ いじめの日常的な実態把握のために学校が児童生徒に行った具体的な方法

(単位：校)

区 分 () 内は総数	小 学 校		中 学 校		高等学校		特別支援学校		計	
	いじめを認知した学校：A (276)	いじめを認知していない学校：B (541)	いじめを認知した学校：A (270)	いじめを認知していない学校：B (155)	いじめを認知した学校：A (63)	いじめを認知していない学校：B (117)	いじめを認知した学校：A (6)	いじめを認知していない学校：B (33)	いじめを認知した学校：A (615)	いじめを認知していない学校：B (846)
(1) アンケート調査の実施	276	541	270	155	60	40	2	7	608	743
(2) 個別面談の実施	209	411	253	139	44	90	5	16	511	656
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	158	356	245	144	3	4	2	16	408	520
(4) 家庭訪問	160	365	201	109	13	11	1	11	375	496
(5) その他	15	42	15	14	9	3	0	6	39	65
(6) 計	818	1,715	984	561	129	148	10	56	1,941	2,480

(2) 埼玉県私立(平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果)

ア 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(単位:校)

区 分 ()内は学校総数	小学校 (5)	中学校 (23)	高等学校 (47)	特別支援学校 (2)	計 (77)	
	職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	4	17	30	2	53
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	4	15	26	0	45	24.7%
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	3	8	12	0	23	12.6%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	1	7	14	0	22	12.1%
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	2	8	13	0	23	12.6%
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	0	3	4	0	7	3.8%
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	0	4	3	0	7	3.8%
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	0	0	1	0	1	0.5%
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	0	0	0	0	0	0.0%
そ の 他	0	0	1	0	1	0.5%
計	14	62	104	2	182	100.0%

イ いじめの日常的な実態把握のために学校が児童生徒に行った具体的な方法

(単位:校)

区 分 ()内は総数	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		特別支援学校		計	
	いじめを認知した学校: A (2)	いじめを認知していない学校: B (3)	いじめを認知した学校: A (9)	いじめを認知していない学校: B (14)	いじめを認知した学校: A (13)	いじめを認知していない学校: B (34)	いじめを認知した学校: A (0)	いじめを認知していない学校: B (2)	いじめを認知した学校: A (24)	いじめを認知していない学校: B (53)
(1) アンケート調査の実施	0	1	8	1	7	7	0	1	15	10
(2) 個別面談の実施	2	1	9	7	10	16	0	2	21	26
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	0	0	5	5	1	8	0	0	6	13
(4) 家庭訪問	0	0	4	0	1	1	0	0	5	1
(5) その他	1	0	1	1	1	0	0	0	3	1
(6) 計	3	2	27	14	20	32	0	3	50	51

2 いじめ根絶に向けた教育委員会の取組

現在実施している取組

学校	児童生徒	保護者																		
<p>いじめのない学校づくり</p> <p>■いじめ対応ハンドブック「I'S (アイズ)」の活用 ・H19年度全公立学校の教員に配布</p> <p>■学校のいじめ防止に係る取組に対するチェックの実施 ・H20年度県独自に「いじめ防止に関する調査」実施</p>	<p>相談体制の充実</p> <p>■学校教育に係る市町村総合助成事業 ・中学校における相談員の配置事業を実施する市町村への助成</p> <p>■いじめ不登校対策相談事業 ・スクールカウンセラーの配置（さいたま市を除く、全公立中学校 364校、県立高等学校27校、各教育事務所、県立総合教育センター） ・スクールソーシャルワーカーの配置（29市町 36人配置） ・精神科医の配置（県立総合教育センター 1名） ・スチューデントサポーターの派遣（28市町 160人配置予定）</p> <p>■「相談窓口広報カード」の配布（H23年度） ・4年生以上の小・中・高校生とその保護者</p> <p>■24時間365日対応相談窓口の設置（総合教育センター） ・よい子の電話教育相談：昼間 ・いじめ緊急電話相談：休日・夜間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数 ()内は本人からのもの</th> <th>うちいじめに関するものの件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>20,715(7,007)</td> <td>1,202(13.0%)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>20,906(5,767)</td> <td>658(7.9%)</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>17,644(5,583)</td> <td>590(6.1%)</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>15,083(5,499)</td> <td>623(4.1%)</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>17,722(5,519)</td> <td>511(2.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>自殺対策</p> <p>■「命の大切さ」教育支援事業 ・パラリンピックキャラバン（小学3～6年生） ・学校等における講演会事業 ・「相談窓口広報カード」の作成</p>		相談件数 ()内は本人からのもの	うちいじめに関するものの件数	H19	20,715(7,007)	1,202(13.0%)	H20	20,906(5,767)	658(7.9%)	H21	17,644(5,583)	590(6.1%)	H22	15,083(5,499)	623(4.1%)	H23	17,722(5,519)	511(2.9%)	<p>相談体制の充実</p>
	相談件数 ()内は本人からのもの	うちいじめに関するものの件数																		
H19	20,715(7,007)	1,202(13.0%)																		
H20	20,906(5,767)	658(7.9%)																		
H21	17,644(5,583)	590(6.1%)																		
H22	15,083(5,499)	623(4.1%)																		
H23	17,722(5,519)	511(2.9%)																		
<p>埼玉県こども人権フォーラム（H24年度は第4回目）</p> <p>「いじめのない学校！」をテーマに、いじめ問題の解決に向けて児童生徒が主体的にその解決策を考え、話し合い、「こども人権メッセージ」として県内の全学校へ発信する取組をとおして、児童生徒の豊かな人権感覚を育む。</p>																				

- * (注1) スクールカウンセラー・・・いじめや不登校等の問題の対応について、臨床心理に関する専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを中学校等に配置し、教職員や保護者の指導・助言及び、児童生徒の心の相談に当たる。
- (注2) スクールソーシャルワーカー・・・社会福祉等の専門的な知識な技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。
- (注3) スチューデントサポーター・・・相談室や保健室登校、または教育支援センター（適応指導教室）へ通級する児童生徒に対応するため、心理学等を履修する学生をボランティアとして派遣し、児童生徒の適応能力の育成を図る。

大津市・草加市におけるいじめ事件を受けての取組

- 全小・中学校生徒指導主任への生徒指導課からの指導・助言（H24年7月～8月、5会場で実施）
- いじめのない学校づくりに係る市町村教育委員会教育長及び県立学校長宛て通知（平成24年7月11日）
- 平成23年度のアンケート調査未実施の公立高校（66校）宛て通知（平成24年7月18日）
- いじめに関する追加調査の実施（平成24年7月19日）
（平成23年度に認知されたいじめのうち、平成23年度末時点で解消していないいじめの状況を確認）

3 いじめに関連する知事部局及び警察本部の取組

私立学校に向けた取組：学事課

学校

- いじめ対応ハンドブック「I' S (アイズ)」及び「家庭用いじめ発見チェックシート」の送付
(H19年度私立学校の教員に配布)
- いじめ問題への取組を依頼 (教頭事務長会議：5月)
- いじめや自殺防止に関する取組を依頼 (副校長・教頭人権教育研修会等、私立学校教職員人権教育研修会【年11回】)
- いじめ問題への対応について指導 (埼玉私学教育研究大会【生徒指導分科会】)
- 学期ごとに学事課「非行・問題行動調査」を実施 (いじめの認知件数を把握)
- スクールカウンセラーの配置に対する運営費補助金の加算 (28校)

大津市・草加市におけるいじめ事件を受けての取組

- いじめの早期発見・早期対応のため、各校に定期的にアンケート調査を実施するよう依頼
アンケート調査結果から気がかりな状況を発見した場合や、より正確な状況把握が必要となった場合は、学年会など複数教員による日常観察の情報交換や生徒への個別の面談等を実施するなど対応するように各校に指導
- 「非行・問題行動調査」にて、児童生徒の生命及び身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるいじめの事案に関しては、個別にいじめの具体的状況と学校の対応状況を把握
(平成24年度2学期より実施予定)

知事部局における取組：相談事業

	内容	実績																														
埼玉県子どもの権利擁護委員会 (こども安全課)	①いじめ等の権利侵害をはじめ、子どもに関わるすべての悩みに応じる電話相談実施 (子どもスマイルネット) ②①のうち、権利侵害と考えられ、かつ面接希望のあった事案の審議及び調査・調整の実施	■電話相談件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数 ()内は子どもからの相談</th> <th>うち「いじめ」に関するものの件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>4,779(1,279)</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>4,555(985)</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>4,263(985)</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>3,378(717)</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2,685(718)</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		相談件数 ()内は子どもからの相談	うち「いじめ」に関するものの件数	H19	4,779(1,279)	251	H20	4,555(985)	127	H21	4,263(985)	136	H22	3,378(717)	124	H23	2,685(718)	80												
			相談件数 ()内は子どもからの相談	うち「いじめ」に関するものの件数																												
H19	4,779(1,279)	251																														
H20	4,555(985)	127																														
H21	4,263(985)	136																														
H22	3,378(717)	124																														
H23	2,685(718)	80																														
		■面接相談種別件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>いじめ</th> <th>体罰</th> <th>学校関係等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		いじめ	体罰	学校関係等	計	H19	7	2	4	13	H20	3	3	8	14	H21	4	2	7	13	H22	2	1	8	11	H23	1	0	10	11
	いじめ	体罰	学校関係等	計																												
H19	7	2	4	13																												
H20	3	3	8	14																												
H21	4	2	7	13																												
H22	2	1	8	11																												
H23	1	0	10	11																												
こころの電話相談 (精神保健福祉センター)	精神保健福祉に関する問題を抱える本人又は家族を対象に、専用回線による「こころの電話相談」の相談援助を行っている。対象年齢は主として思春期から青年期・成人期。	■電話相談件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数</th> <th>うち「学校生活・いじめ・不登校」に関するものの件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>1,866</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,908</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2,291</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>3,492</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>3,402</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>		相談件数	うち「学校生活・いじめ・不登校」に関するものの件数	H19	1,866	7	H20	1,908	8	H21	2,291	7	H22	3,492	18	H23	3,402	18												
	相談件数	うち「学校生活・いじめ・不登校」に関するものの件数																														
H19	1,866	7																														
H20	1,908	8																														
H21	2,291	7																														
H22	3,492	18																														
H23	3,402	18																														

知事部局における取組：啓発事業

	内 容	実 績
人権啓発事業 (人権推進課)	①「埼玉県人権施策推進指針」において、いじめなどの問題に関する取組の推進を子どもの人権施策に位置づけた。	■指針の改定版、概要版を作成し、小中高校等に配布した。
	②人権冊子の作成	■冊子「みんなの人権 人権ってなんだろう？」 ・発行部数 10,000 部
	③人権啓発フェスティバルの開催	■「ヒューマンフェスタ2012」で子どもの人権に関するブースを設けた。

警察本部における取組

	内 容	実 績
少年サポ ートセ ンター	スクール・サポーター 対象：県内中学校 内容：登下校時の挨拶指導や校内外の巡回、非行防止教室の開催等、校内の正常化に向けた支援活動	■平成24年度 28名体制で30校に派遣 (7月末現在)
	非行防止教室 対象：県内小・中・高等学校及び保護者 内容：少年の規範意識の醸成	■平成24年1～7月(警察署含む) 実施回数：1, 234回 受講者数：300, 695人